

事業所得等における必要経費の取扱い

科目	判定	備考
売上原価	○	
給料賃金	△	人を雇用している場合は、不認定
外注工賃	△	事業上の必要経費として明らかな場合のみ認める
減価償却費	△	原則は認めないが、当該年度に購入したものに限り個別判断
貸倒金	×	
地代家賃	△	事業所と自宅が別の場合のみ認める。但し、自宅兼事業所の場合で、事業用と居住用の負担割合が明らかな場合のみ、その事業用分を認める
借入金利子	×	
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	△	事業上の必要経費として明らかな場合のみ認める
水道光熱費	△	事業所と自宅が別の場合のみ認める。但し、自宅兼事業所の場合で、事業用と居住用の負担割合が明らかな場合のみ、その事業用分を認める
旅費交通費	△	事業上の必要経費として明らかな場合のみ認める
通信費	△	事業所と自宅が別の場合のみ認める。但し、自宅兼事業所の場合で、事業用と居住用の負担割合が明らかな場合のみ、その事業用分を認める
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	事業上の必要経費として明らかな場合のみ認める
消耗品費	△	事業上の必要経費として明らかな場合のみ認める
福利厚生費	×	
雑費	△	原則は認めないが、事業上の必要経費として明らかな場合のみ認める